



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ランドコンピュータ
代表者名 代表取締役社長 諸島 伸治
(コード番号：3924 東証市場第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 小野 敏
(TEL) 03 (5232) 3046

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 46 期定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会の機動的な運営を可能とするため、代表取締役が株主総会の招集権者及び議長となることとし、現行定款第 13 条（招集権者及び議長）について変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 3 章 株 主 総 会 第13条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会長</u> が招集する。 <u>取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、 <u>取締役会長</u> が議長となる。 <u>取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第 3 章 株 主 総 会 第13条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>代表取締役</u> が招集する。 <u>代表取締役に</u> 事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、 <u>代表取締役</u> が議長となる。 <u>代表取締役に</u> 事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成 28 年 6 月 29 日 |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成 28 年 6 月 29 日 |

以 上